



平成 27 年 3 月 4 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 潘 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 代表取締役副社長 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について

当社は、平成 27 年 1 月 27 日付け「第三者委員会の報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会の調査による調査を受け、平成 27 年 1 月 21 日及び平成 27 年 2 月 4 日付けにて、かかる調査の結果判明した事実関係及びかかる事実関係を前提として、発生原因及び責任の所在並びに再発防止策の分析検討が行われ、当社が行うべき再発防止策について報告する調査報告書（以下、「本報告書」という）を受領いたしました。

今般、本報告書を受領したことを受けて、それまでの当社による再発防止策の検討と本報告書における提言を勘案し、当社としての経営責任を明確にするために必要な対応、再発防止策につきまして、本日開催の取締役会において、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

株主及び取引先の皆様をはじめ、関係各位の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、当社の役職員が一丸となって信頼回復に努めてまいり所存でございます。何卒ご理解を頂き、ご支援及びご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 経営責任について

当社は、上場企業として重大な責任があることを深く反省するとともに、今回の第三者委員会の調査となった事態の重要性について厳粛に受け止め、その責任の所在を明確にするため、以下のとおり、役員の変動を行うことといたしました。

なお、当社は、本報告書に記載の預け金、営業保証金等の流出については、回収を進めるため、相手先が当社の要求する預け金、営業保証金等の返済要求に応じない場合には、返還請求訴訟等の提起を進めてまいり方針です。また、平成 26 年 6 月に発生した新株予約権行使資金の流出については、平成 26 年 6 月 27 日開催の定時株主総会までの業務執行取締役（以下、「旧経営陣」という）の一部の者及び関与者に対して、民事・刑事両面での提訴手続きを進めてお

ります。調査状況の進展によって、当社取締役（当時）の関与が認められる場合、法的責任について、専門家と分析を行ない、民事・刑事両面で責任を追及していくと共に、また、関与が認められなかったとしても、当時の役員に関して監督責任の追及についても検討しております。

（1） 経営体制の一新

当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、本報告書の調査対象となった取締役等を主導した取締役は退任しており、また、菊地博紀前取締役が平成 27 年 2 月 6 日付けに当社取締役を辞任したことに伴い、完全に過去との決別を図っております。

2. 再発防止策

当社は、本報告書における指摘事項及び提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を進める所存であります。とりわけ当社は、このたびの問題の最大の原因は、一部の株主と主たる事業の実効支配者が同一であったこと及びその一部の株主からの提案を取締役会における牽制機能が働いていない状況の中、旧経営陣が当該提案を受け入れたことにあると考えております。取締役会における牽制機能が働いていなかった理由、及び、この様な状況の中、旧経営陣が一部の株主からの提案を受け入れた理由は、一部の株主が推薦する取締役が取締役会の過半数を占め、取締役会を支配していたことによります。また、当社は、これまで、営業赤字に伴い経費削減を進める過程において、コストを削減しやすい管理部門の経費削減を過度に進めたことにより、管理部門の人員が不足し、各部門がそれぞれ 1 名若しくは兼務にて担当する状況でありました。そのため、業務フローにおける監督体制が機能せず、過去の再発防止策が適切に運用されず、本報告書に記載された会社財産の流出が発生しました。この点を踏まえ、再発防止策を進めてまいります。当社は規程等の整備をしておりましたが、十分な運用が出来なかったことを踏まえ、今般の再発防止策は規程等の運用の強化及びモニタリング体制の強化を主題としております。

当社は、平成 24 年 4 月 5 日付け「社外調査委員会の調査報告に関するお知らせ」及び平成 24 年 7 月 4 日付け『「経営監視委員会」の発足、「コンプライアンス委員会」の拡充、及び組織変更並びに当社及び当社子会社における人事異動に関するお知らせ』にて公表のとおり、取締役会の諮問機関として経営監視委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、当該両委員会は定期的開催しておりましたが、取締役より当該両委員会へ十分な情報伝達が行われず、当該両委員会において情報の十分な精査及び分析ができずに当初の目的を果たせず、結果両委員会が形骸化しておりました。

また、平成 25 年 10 月 2 日付け「当社株式の特設注意市場銘柄の継続における当社のこれまでの状況、並びに今後の当社の対応について」にて公表しました対応策については、旧経営陣において内部統制にたいして不適切であったこと及び営業赤字に伴う資金不足から十分な対応策の実施が出来ずにおりました。

今般の再発防止策は、過去の反省を踏まえ、実行性を重視し、策定いたしました。なお、本再発防止策を実行する中で、より実効性の高い再発防止策の考案等、再発防止策を見直す必要が生じた場合は、適時再発防止策を訂正し公表してまいります。

(1) コーポレート・ガバナンスの見直し

①現金取引の是正及び経理部門の強化

当社は、当社が返済義務を負わないと判断する債権者及び返済資金の不足から未返済であった債権者から預金口座を差押さえられることにより、事業活動に支障がきたし、株主等への不利益を回避するために、これまで、収納金は原則銀行に預け入れること及び支払は原則銀行振込との当社社内規程から逸脱し、企業規模に比して、多額の手元現金を保有しておりました。

そこで、これを解決するために、経営体制の変更により、平成 26 年 8 月より当社社内規程に基づいて、現金の多額保有を解消し、現金取引の実態を是正し、小口の現金を除き、預金で管理する体制にしております。預金で管理する体制にしてはありますが、差押リスクを最小化した業務体制をとることで、事業活動へ支障をきたしておりません。併せて、通帳は社内規程に基づき経理責任者が管理しております。

また、今後は、平成 27 年 4 月を目途に、経理部門の責任者を 1 名採用し、経理部門の管理者として、入出金取扱者及び経理仕訳入力担当者をそれぞれ監督いたします。さらに、平成 27 年 4 月を目途に、入出金をおこなう資金担当者を新たに 1 名増員し、現在、入出金業務と経理仕訳業務とを兼務している状況を解消し、業務分掌いたします。併せて、現金実査を内部監査室により毎月で行い取締役会及び後述する経営監視委員会へ報告する体制にいたします。しかしながら、人員の採用には当社だけでなく、応募者の意向等があることから、採用までの期間が当社の現状の人員により相互監視することで対応いたします。

②取締役会の強化及び社外取締役の増員

本報告書の調査対象となった取引等については、取締役会決議されるなど、一部の取引を除き、手続き上は適切ではありましたが、しかしながら、取締役会の承認を得ていない取引があり、又は、取締役会で決議されても事後承認の取引がありました。これが発生した理由は、取締役会が一部の株主の意向を反映しやすくするため、取締役が 3 名と少数であったことに加え、当該一部株主が推薦する取締役が 2 名を占めることにより、業務執行取締役に対する牽制機能が十分に働かず、当該一部株主の意向が強く反映され、取引が進められたこと、及び、旧経営陣が監査役会の機能を制限したことから、取締役の職務執行に対する監査が制限され、取締役会が形骸化していたことによります。さらに、取締役会の諮問機関である経営監視委員会及びコンプライアンス委員会が情報の精査及び分析を行うのに必要な情報伝達を充分に行わなかったことにより、当該両委員会による監視を形骸化しておりました。これは旧経営陣が当該両委員会を軽視したことに起因するものであります。

このような状態にならないように、相互牽制機能が働くようにするため、次回開催の臨時株主総会において、社会的な信頼性が高く、議論を活性化できる候補者 1 名を社外取締役として選任する議案を付議いたします。社外取締役の増員により、社外取締役は 1 名から 2 名体制となり、社外取締役及び社外監査役との間で情報共有することにより、各案件への状況及び認識を深めることが可能になり、業務執行取締役に対する牽制機能を強化いたします。

当社は、新たに第三者委員会に準ずる経営監視委員会を設置し、取締役及び監査役にも当該委員会への協力を誓約して頂きます。そのため、今後は大株主の出身者が過半数を占めたとしても新たな経営監視委員会が機能することによって、相互牽制が働くので過去のような問題が

起きることを未然に防止いたします。

そして、当社において取締役会付議議案は、原則、取締役会開催の事前に出席者に送り、各出席者が十分に検討する期間を設けることにより、取締役会を活性化し、監視・監督機能の拡充を図り、適切な業務執行を実現してまいります。

③監査役会の強化及び社外監査役の増員

当社は、監査役会を定期的で開催しておりましたが、監査役が最小限の3名体制となっていたため、本報告書の調査対象となった取引等については、取締役会を緊急に開催されることにより、複数の監査役が取締役会への出席ができず、取締役の業務執行に対する監督機能が十分に働かず、監査役会の機能が制限されておりました。

そこで、監査役会を機能し、強化するために、次回開催の臨時株主総会において、法律若しくは会計等に精通した候補者2名を社外監査役として選任する議案を付議いたします。社外監査役の増員により、社外監査役は3名から5名体制となり、取締役の業務執行について、疑義が生じた場合には、速やかに監査役会において検証してまいります。また、問題が発見された場合、別途設置される経営監視委員会に報告し、同委員会並びに監査役会から取締役会に指摘・指導・助言を与える体制を確立する方針です。

また、当社において、取締役会付議議案は、原則、取締役会開催の事前監査役に送り、各監査役が十分に検討する期間を設けることにより、取締役会において意見を述べていただき、監査役会の拡充を図り、監査役による取締役への監督を実現してまいります。

④経営監視委員会及びコンプライアンス委員会の廃止及び新たな経営監視委員会の設置

当社は、平成24年7月4日付け『「経営監視委員会」の発足、「コンプライアンス委員会」の拡充、及び組織変更並びに当社及び当社子会社における人事異動に関するお知らせ』にて公表したとおり当社取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置し、コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関から取締役会の諮問機関へと拡充させる施策をおこなってまいりましたが、当該両委員会への報告は、取締役会からの情報伝達する単一のプロセスであり、取締役会よりの情報伝達が充分に行われなかったことにより、本報告書の調査対象となった取引等が行われ、委員会設置の目的が果たせておりませんでした。

そのため、当社は現在設置している当該両委員会を廃止し、公平かつ中立的な第三者による監視体制を強化するために、第三者委員会に準ずる機関として、複数の外部有識者による経営監視委員会を新たに設置し、当該両委員会の機能を統合することといたしました。

新たな経営監視委員会は、当該両委員会が行っていた、内部統制環境の不備の改善、当社及び当社子会社の会社法上認められた監査権限の行使に関する諮問、子会社管理及び諸規程の整備に関する諮問、コンプライアンス体制の再構築に関する諮問及びコンプライアンスに関して行動指針等の策定・運用及び関係規程の再点検と整備、研修等の実施、相談体制の開設・運用、具体的事案の調査・報告、具体的事案に関する必要な措置・懲罰等の提案・勧告を取締役会に対して、全面的に指導・助言・監視及び監督するものであります。しかしながら、今般の再発防止策を厳格に履行するにあたり、今後1年間は、新たな経営監視委員会は取締役会の運営に対する監視及び指導、監査役会の運営に対する助言及び指導することを重視し運営いたします。

さらに、内部監査室等からの業務報告を受け、経理処理、法的処理の妥当性を確認する機能を持ちます。

新たな経営監視委員会は、当該両委員会が取締役会の諮問機関であったこと、及び情報伝達プロセスにおいて情報の精査及び分析が十分に出来なかったことにより、取締役会への影響力が少なかったことを踏まえ、取締役会だけでなく、監査役会及び内部監査室より情報伝達する仕組みとし、情報伝達における複数のプロセスの確立、情報の精査及び分析を行うことにより取締役会への影響力を持たせるものであります。

当社取締役及び監査役は、経営監視委員会よりの提言を尊重し、実行する旨誓約するようにいたします。

今後、就任する取締役及び監査役に対しても同様になります。尚、委員は4月末までに最低3名ほど選任する予定であります。

新たな経営監視委員会も従前の経営監視委員会と同様に取締役会の諮問機関ではありませんが、上記に記載のとおり取締役が経営監視委員会に誓約することにより、取締役がその誓約に違反した場合には、監査役会において審議いたします。また、監査役は経営監視委員会よりの調査依頼に対して監査役が有する権限により調査いたします。さらに、経営監視委員会が、誓約に反して取締役が協力していないと判断した場合には、監査役会への当該取締役に対する辞任勧告を付議することを要求することになります。

⑤内部監査室の充実

内部監査室の人員は、本報告書の調査対象の取引等が行われた対象期間には、内部監査室長は非常勤であったことから、常時社内の業務プロセスを詳細に確認が出来ずに、内部監査体制が不十分なことから、牽制機能が働きませんでした。その結果、本報告書に記載の取引等が行われた背景となった、社内規程等からの逸脱が起きました。

そのため、当社は平成26年8月より、内部監査室長は常勤とし、取締役・監査役・経営監視委員・監査法人及び顧問弁護士等とも緊密な連携をとって、内部監査室を常勤2名体制と充実させております。また、今後、取締役会にも出席しチェックすると共に、上記の通り、問題が発見された場合は、適宜、社外取締役、監査役、経営監視委員等に連絡し、相談し、改善する体制を確立します。

⑥法務・与信管理の充実

当社は、これまで管理部門の人員が不足していたことにより、管理本部に属する職員が、主に契約書及び社内規程を担当する法務と総務を兼務しておりました。そのため、起案者と承認者が同一であるなど、与信管理及び稟議手続を行う体制において、内部牽制機能が不十分であったことから、与信管理規程に基づく与信管理が不徹底となっており、十分な支払能力及び担保能力のない相手との取引により、回収可能性に疑義が生じる事態となり、平成27年3月期第2四半期にて計上いたしました特別損失の発生に至りました。

この課題を解決するために、当社は、平成27年4月を目処に、管理本部に属する職員の兼務状態を解消し、与信管理業務において内部牽制機能が働き、当社の不利益になる取引等を未然防止できる様に充実させるため、人員を1名採用し、管理本部の管轄のもと、与信管理業務

を独立させ、担当させる予定であります。与信管理業務は、各担当部署が与信限度額申請書等を起案し、与信管理部門が当該起案の信用調査を行ったうえで、取締役が承認する体制にします。また、取引開始後は、与信管理部門が与信限度額の管理を行っていきます。しかしながら、人員の採用には当社だけでなく、応募者の意向等があることから、採用までの期間は当社の現状の人員により相互監視することで対応いたします。

これにより、当社において法務担当者、与信管理担当者が明確となり、担当者がそれぞれの責任をもって業務を遂行できるようになります。与信管理担当者は与信を管理し、必要に応じ資産の保全策を実行いたします。法務担当者は契約書等をチェックし、与信管理担当者とともに弁護士と共同して回収作業を行い、加えて、内部監査室と共に、決裁手続きにかかる各種社内規程の見直しを行うことにより、内部統制の充実を図ります。また、法務担当者は、内部監査室と共に業務処理に係るプロセスが社内規程に基づき厳格に運用されているのかをチェックし、その旨取締役会及び監査役会に報告いたし、問題が発生した場合には経営監視委員会に報告いたします。

(2) 適切な決裁手続の構築

前記の通り、当社においては与信管理が充分ではなかったことから、平成27年4月を目処に与信管理担当者を採用することとしました。これに伴い、今後、起案者から稟議書・押印申請書を新たに設置する法務・与信管理担当部署に回付し、法務・与信管理担当部署が契約書のチェック、各取引相手の支払能力及び担保能力を調査・審査し、権限規程に基づき担当取締役、代表取締役、若しくは取締役会の承認を得るプロセスをとります。平成26年7月まで、当社は社内規程に基づき印章が管理本部の責任者により保管されておらず、押印申請簿においても申請者と承認者が同一であったことから内部牽制機能が十分に働きませんでした。そのため、今後の印章管理体制については、押印申請簿の申請者と承認者との間に稟議書等の必要書類を確認するなどのチェック機能を働かせ、印章等が社内規程に基づき管理本部長により厳格に保管されているのかを、当該部署及び内部監査室がそれぞれ社内規程に基づき運用されているのかをチェックすることにより、問題が発生した場合には経営監視委員会に報告する管理体制を構築してまいります。

(3) 法令遵守体制の強化

当社は、本報告書の調査対象となった取引等は一部の株主の意向を重視するあまり、取締役会からコンプライアンス委員会へ情報伝達ができず、コンプライアンス委員会の当社の目的が果たせず、役職員のコンプライアンスを初めとする内部統制及びコーポレート・ガバナンスへの認識の欠如したことに起因していると判断しております。そのため、上記再発防止策を進める上で、法令遵守への意識を持つことが重要であると判断いたしました。

① 反社会的勢力の排除

当社は、第三者委員会の提言を真摯に受け止め、反社会的勢力との関係が疑わしいか、社会的にその属性に問題がある人物との関係を絶ちます。そのために、平成26年7月より、当社

の役員が反社会的勢力でないことを調査するなど、既に取り組んでおりますが、当社の役職員だけでなく、取引先及び当社を取り巻く全ての関係者にその属性について反社会的勢力でない旨宣誓して頂き、懸念がある場合には調査機関を利用し確認することを徹底いたします。調査結果により懸念が生じた場合には、都道府県に設置されている暴力団追放センターや警察に相談し、対応してまいります。従業員は反社会的勢力でない旨口頭にて確認しておりますが、今後は、入社誓約書に反社会的勢力でない旨の記載を設け文書による確認も行います。また、契約書には反社会的勢力排除条項を設けることを徹底してまいります。

②内部通報制度の機能化

当社は、顧問弁護士へのホットラインを設置しており内部通報制度を整備しておりますが、職員への周知が十分でなく、さらに事業規模が小規模であることにより職員が内部通報制度を利用することが困難な状況にあります。職員が内部通報制度を利用した際には、監査役会及び経営監視委員会が職員に不利益がないように配慮いたします。

今後、当社役職員への内部通報制度の周知し、不適切な取引等は、会社だけでなく、株主を始めとする関係者等の不利益になる旨を教育し、内部通報制度が機能する仕組みを構築してまいります。

③教育の実施

当社は、役職員のコンプライアンス意識を浸透及び定着をさせるため、平成27年3月より、法令遵守等のコンプライアンス意識改革のために、平成25年10月8日以来開催してまいりましたが、3ヶ月に一度、コンプライアンスを初めとする内部統制及びコーポレート・ガバナンスに係わる研修会を管理本部が実施いたします。役職員は、原則参加を義務付けることとします。参加できない場合には、当該研修会の資料を配布し、資料の内容への理解度を把握するためにレポートの提出して頂きます。また、平成27年3月下旬に開催を予定している第1回の研修会ではコンプライアンスについて、当社コンプライアンス・マニュアルに基づいて行う予定であります。

コンプライアンスを初めとする内部統制及びコーポレート・ガバナンスの教育を実施することにより、上記の新たな経営監視委員会の実効性を高めるものであります。

さらに、社内規程遵守を徹底するため、平成27年4月より、各部署にて3ヶ月に一度、業務担当部門ごとに勉強会を開催し、役職員が社内規程に即した業務を遂行できるよう、教育して参ります。今後は、各部門にて新たな人員を採用する度に、勉強会を開催し、その後、業務を遂行する中で十分でないと判断したら開催します。

以上の役職員への教育を実施し、役職員の資質を高めてまいります。

(4) 情報管理の強化

当社は、情報管理の強化を図るため、情報取扱責任者により、当社社内規程等に基づき、インサイダー取引規制の意義、内容について関連会社を含む全役員及び全従業員や取引先等への周知徹底を図ってまいります。また、重要情報が生じた場合には情報取扱責任者が一元的に管理し、他への流出を防止いたします。さらに、訴訟・請求等の係争案件並びに投融資案件など

について、法務・与信管理担当者と IR 担当部署との間にて情報を共有し、適時開示が必要かどうか、十分に確認できる体制を整えてまいります。

3. 第三者報告書における調査妨害について

本報告書に記載しております、調査妨害について、当社は資金の回収を急いだことにより、第三者委員会がヒアリングを予定していた対象者に対して訴訟提起しました。当社は訴訟提起することが、第三者調査委員会の調査に支障がきたすことに考えが及ばず、訴訟提起したことを第三者委員会に報告することを失念しておりました。第三者委員会のヒアリング対象者は従前の社内調査委員会において資金使途の詳細を知らない旨回答しておりました。当社として、第三者委員会の調査妨害する意図はありませんでした。さらに、当社にとって、ヒアリング対象者より詳細な情報が得られず、第三者委員会の報告書が遅れることは当社の不利益となるため、そのことを理解していれば調査妨害とみなされることを行うことはありませんでした。第三者委員会より、今回の調査妨害は報告書の結論へ影響しない旨の回答を頂いておりますが、当社の拙速な対応により第三者委員会の調査に支障をきたしました事は、第三者委員会を始めとする関係各位に対して申し訳なく感じております。

以 上